

九州大谷短期大学仏教学科同窓会会費に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大谷短期大学仏教学科同窓会(以下「本会」という。)会則第7条に基づき、会費およびその徴収に関して必要な実施細則事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会費は次の通りとする。

(1) 入会費 2,000円

(2) 終身会費 10,000円

(会費の徴収)

(1) 既卒会員については、郵便振込とする。

(2) 在學生については、卒業納付金の一として卒業年度に徴収する。

(使途)

第3条 会費による収入は本会会則第22条に基づき、会務にかかる経費のうち以下のものに充当する。

(1) 通信連絡費

(2) 理事会会議費

(3) 総会経費

(4) 事務局雑費その他

2 その他の会務、事業等については、本会会則第22条(2)、(3)、(4)を充当する。

(管理)

第4条 会費の管理は、本会事務局が行うものとする。

2 本会会則第23条に基づき、毎年度3月末に、本会監事による監査を受けるものとする。

(細目)

第5条 本細則第3条(2)、(4)およびその他必要な経費の額については、理事会の議を経て決定、執行する。

(報告)

予算、決算、監査の報告は、理事会を経て、総会において報告する。

附則

1 この細則は、2008年9月10日制定・施行する。

2 在學生とは、2009年度以降入學生を言う。

細則関連会則条項

第7条 会費は別に定める。(細則第1条関連)

第22条 本会の会務にかかる経費は、次の収入を充てる。(細則第3条関連)

- (1) 会費
- (2) 本学同窓会補助金
- (3) 賛助金
- (4) その他の収入

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。(細則第4条関連)